

19世紀後半の英領インドの浮浪者問題と 「ヨーロッパ人」浮浪者法

—— 統治者の威信を脅かす落ちぶれた白人たち ——

西 川 麦 子

はじめに／乞食研究のフィールドワークから史料調査へ

乞食や浮浪者はそのことば自体が、受け手にある種のイメージを喚起させる。貧困であったり、社会からの脱落者だったり、世捨て人であったり、宗教的な修行者であったり。その人の世界観や、その時代、社会の問題意識のなかで乞食像はさまざまに作られる。

1990年代初め、私がフィールドワークのために滞在していたバングラデシュ農村では、どの集落にも施しの曜日があった。施与は、ムスリム住民にとってもヒンドゥー住民にとっても不可欠な宗教行為であり、身体に障害をもち他に収入手段がない男性や働き手となる配偶者を失った女性が村々をまわり施しを受けていた。物乞いとは、他に収入手段がない人々にとっては自分で生活の糧を集める自立の手段となっていた。物乞いが生業となりうる地域社会の仕組みがあり、それは一種の社会保障のかたちであった。しかし私は当時、乞食が存在する風景を貧困問題からとらえており、物乞い業が社会のさまざまな側面を複雑に映し出すことにはなかなか気がつかなかった。乞食をめぐるフィールドワークは、自分の先入観と向き合いつつ、現場からそれをとらえなおす枠組を模索する試みであった¹⁾。

こうした調査研究の過程でバングラデシュに「浮浪者法」があることを知った。実際には多様な側面をもつ乞食や浮浪者を、法のもとでは一定の枠組のなかで定義づけることができるのか、人々の日々の暮らしに組み込まれている物乞い業の何を取り締まるのか。フィールドワークをとおして抱いた疑問から時代をさかのぼって浮浪者法を探ることになった。バングラデシュの Vagrancy

Act は、英領時代の終わり1943年に制定された Bengal Vagrancy Act を踏襲したものだった。インド各州では1940年代に、在地インド人を対象として、物乞い行為や浮浪者の存在を取り締まる法が施行された²⁾。さらにその70年も前に、もう1つ別の浮浪者法が制定されていた。それが本稿で扱うヨーロッパ人浮浪者法 (Act XXI of 1869, European Vagrancy Act) である。これは、みすぼらしい格好でインドをうろつき物乞い行為をするヨーロッパ人を警察が捕縛し、ワークハウスに収容する、という内容である。植民地において、原住民を対象とした法にさきがけて、なぜヨーロッパ人浮浪者を取り締まる法を制定したのだろうか。

バングラデシュでのフィールドワークをいったん終えた1992年、ロンドンに数ヶ月滞在した。英領インドの浮浪者問題について植民地の行政資料を探索した。この予備調査から10年をへた2001年、勤務する甲南大学から在外研究の機会をえた。ロンドンに滞在し、史料調査を再開、大英図書館に通い、Oriental Indian Office Collections の資料を利用した。とくに19世紀後半のインド政府の内務局の報告書 (*The Proceedings of Government of India, Home Department*)³⁾ を中心に、ヨーロッパ人浮浪者法の制定と実施をめぐるインドの地方政府と中央政府の書簡やインド各地のワークハウスの年間の報告書を読んだ⁴⁾。

インド原住民の乞食に比して、数のうえでは比較しようもないほど少数のヨーロッパ人浮浪者が、誰にとって、何が、どのように問題とみなされたのか。浮浪者や乞食にたいする価値観の政治的背景や変化、観る者の立場によって異なる視線やそこから紡ぎ出される言説を研究するうえで、英領インドにおけるヨーロッパ人浮浪者問題は興味深い。この論文では、植民地という状況のなかで白人浮浪者問題をとらえ読み解いてゆく。

1 英領インドにおける浮浪者問題への視座

英領インドのヨーロッパ人浮浪者に関して先行研究では、白人社会からの逸脱者という位置に着目し、その取締過程をおいながら、植民地における統治者の自己像、階級意識、人種差別意識の生成といった問題をとらえてきた。

先駆的研究として、Arnold (1979) がある。19世紀後半のインドにおいてヨーロッパ人浮浪者や孤児にたいする政策は、統治者人種としての白人の威信を保つために彼らを原住民の目から隔離し、白人社会にとって有益な成員となるよう再生させる試みであった。支配者としての白人社会は、多様で曖昧なものであったと指摘している。Fischer-Tiné (2003, 2005) は、Arnold のこうした議論を展開し、19世紀後半に白人貧民や浮動層が急増する社会的背景に言及し、ワークハウスの運営規則などに注目して浮浪者の取締、管理、教化のシステムをとらえている。Fischer-Tiné が注目するのは、浮浪者をはじめ、失業した元船員や売春婦など、あるべき白人の姿とはかけ離れた人々である。白人社会からの逸脱者をどのように管理し文明化するのか、植民地の統治機構の一連の問題を論じている。Ganachari (2002) は、19世紀後半のボンベイを舞台に、白人の威信を脅かすヨーロッパ人浮浪者の取締が制度化されるプロセスをたどり、中央・地方政府、慈善団体、商業組合など、異なる立場の人々の浮浪者対策にたいする見解の相違を指摘している。

逸脱者としてのヨーロッパ人浮浪者から植民地の白人社会を照射する試みは興味深く、本稿もそうしたアプローチに組する。ただし、白人社会に焦点をあてるだけでなく、次の3つの側面から英領インドの他の浮浪者問題をも視野に入れてゆきたい。第1は浮浪者問題の歴史的側面、第2は共時的側面、第3は政治的側面である。

第1の浮浪者問題の歴史的側面とは、本研究では、時代、場所をこえた浮浪者法の連続性についてである。英領インドにおけるヨーロッパ人浮浪者法は、本国イギリスの1824年の浮浪者法や1833年改正の救貧法を参照しつつ、インドの各地方政府からの意見を聴取して植民地の現状に応じて法案が作成された⁵⁾。その後、1871年、1874年の改正をへて本格的にヨーロッパ人浮浪者の捕縛、収容が実施される⁶⁾。都市におけるインド人の物乞い行為を取り締まる法が各州で制定されるのは、先述したように1940年代である。1948年のインド・パキスタン分離独立後は、各政府のもとでの浮浪者、乞食問題に、植民地時代に制定された法が影響してゆく。時代や政治体制の区分を横断するさまざまな浮浪者法をとおして、住民統治の仕組の連鎖をかいまみることができるのではないか⁷⁾。

第2の浮浪者問題の共時的側面から注目するのは、同時代の住民の統治者による「分類」についてである。19世紀後半のインドにおいて、政府関係者から *vagrant* と呼ばれたのは、ヨーロッパ人のみではなかった。原住民やインド周辺から越境してきたアジア系浮浪者と呼ばれた人々など、多様なグループが存在し、数え切れない人々が物乞い行為をしていた。そのなかで「ヨーロッパ人」浮浪者のみを扱う法律があえて制定された。インドにおける浮浪者は、一括して扱われたわけではなく、人種や宗教、出身などで人々を区分する「分類」が前提にある。異なるグループの浮浪者問題をとおして、植民地での人の区分と管理の仕組について改めて考えてゆくことができるのではないか。

第3は、浮浪者や物乞い行為を問題化することの政治性についてである。英領インドの各種の法において、*vagrant* の定義は本稿でも述べてゆくようにきわめて曖昧なものである。住民管理において、行政はとりとめない逸脱者をとらえる枠組としてとりあえず浮浪者という総称を用い、とにかく現状に介入しようとした。浮浪者という確かなカテゴリーが存在するのではなく、法や権力が介入することによって、その時代、その場所における浮浪者のかたちが再認識され、問題化される。植民地運営や独立国家づくりという過程で、取締の仕組とそこからはみでる現状とのあいだの繰り返しのせめぎ合いに、人の統治と管理の政治システムの動的な側面をもかいまみることができるのではないか。

浮浪者とは何か、物乞い行為がなぜ規制されるのか、乞食の存在の何が社会や行政にとって不都合なのかは、「それ」が、誰にとって、いつ、どこで、どのように問題化されるかによって一様ではない。この論文では、19世紀後半の英領インドに焦点をあて、他とは区別された「ヨーロッパ人」浮浪者問題とは何かをとらえる。2と3では、1869年ヨーロッパ人浮浪者法について概説し、1874年の改正をめぐる議論をとおしてこの法の特質をあきらかにする。つづく4、5で、同時代の外国人アジア系浮浪者やユーラシアン（インド人とヨーロッパ人の混血）の浮浪者問題にたいするインド政府の対策との比較から、ヨーロッパ人浮浪者問題を植民地という状況の中で位置づける。植民地体制が整備される過程で、統治者としての自意識をもちつつ理想とはかけ離れた現実に直面した政府関係者たちが、どのような議論を展開し対策を講じるのかを考察する。

2 1869年ヨーロッパ人浮浪者法制定／統治者人種の威信

ヨーロッパ人浮浪者の増殖－支配体制をゆるがす危険分子

東インド会社による統治の時代、会社関係者や軍隊以外のヨーロッパ人のインドへの自由な渡航は厳しく制限されていたが⁸⁾、1833年の特許状法により中国貿易・茶貿易に関する東インド会社の独占権が廃止され自由商人による私貿易が拡大していった。インドの大反乱をへて1858年インド統治法によりイギリス政府の直接統治となり、統治機構の再編成が急速にすすめられた⁹⁾。インドは、本国から多数の移民が入植する場所ではなく、少数のエリート白人が歴大な数のインド原住民を統治する支配体制であった¹⁰⁾。それでも、交通の発達にともない、軍人、水夫、鉄道や土木建築関係者など、就業のためにインドへ渡る白人労働者数は増加し¹¹⁾、インドで失業し所属先もなく各地をうろつく白人も急増した。

1860年代半ばには、ヨーロッパ人浮浪者の増加とその処遇についてインド各地から多数の報告が中央政府に寄せられた。たとえばショラール・カントンメンのマジストレートは、ヨーロッパ人浮浪者 (loafer) に関して次のように記述している。「2人のヨーロッパ人が、靴もストッキングもはかずにボロをまとい私の前にあらわれた。バレーリーへゆきたいのだが内陸へいっても何の援助も得られないと聞いたらしい。彼らは食事券を受け取って去っていった。翌日、2人は軍のキャンプをまわりお金を集めて、バレーリーへ向かったと聞いた。ところが同じ日の夜11時、キャンプの中で再び彼らを発見、所持品からは駅員の住宅から盗んできたものが見つかった。また、別の浮浪者は、夜の9時に棍棒をもって住宅に押し入り、1人在宅していた女性から金を脅し取り歩いて去っていった。こうした事件数は前年の2倍にのぼり、77人のヨーロッパ人は釈放されプルナやボンベイに送られた。妻子ある4人のユーラシアンはインド内陸部へ送られた」¹²⁾

パトナ地区の長官は、鉄道の駅にたむろするヨーロッパ人浮浪者 (loafer) がいかに目障りな存在であるかを記し、浮浪者たちは、情報を交換し慈善活動が行なわれている場所にむらがり、家々をまわって厚かましく施しを要求すると述べ、次のように懸念している。「飲酒、淫行による最低レベルのヨーロッ

パ人を人々の目にさらしておくことは、我々の人種を格下げし、征服者として尊敬と畏怖をもって人々に君臨しているこの国で私たちの威厳を弱める。」¹³⁾

インド総督立法参事会においてこうしたヨーロッパ人浮浪者取締の必要性を強く主張し、法案作成に携わったのは、当時インドの法律参事であったヘンリー・メイン¹⁴⁾であった。メインは、ヨーロッパ人浮浪者を悪魔 (evil) と表現し、法案の趣旨説明においては、「ヨーロッパ人浮浪者は、ヨーロッパ人、原住民の双方のコミュニティにとって耐えがたき問題となっている。倫理的、物理的な被害をもたらすだけでなく、イギリス人種 (British Race) の信用を傷つけ、憂慮すべき政治的な危険を生み出している」と述べた。メインの説明でも強調されているように、原住民の目に映るみすばらしいヨーロッパ人の存在は支配者の威信に関わる問題であり¹⁵⁾、少数の白人が多数の原住民を支配しているインドにおいてはことに統治体制の基盤をゆるがしかねない危険をはらんでいた。

1869年ヨーロッパ人浮浪者法－曖昧な対象

1869年の第21番目の法としてヨーロッパ人浮浪者法が制定された。法の冒頭には目的についてこう記されている。「ヨーロッパ人浮浪者を取り締まる法―数多くのヨーロッパ人出自の者が、困窮した状態でインドじゅうをうろつきまわっている。公共の秩序を損なう行為であり、これを防止する措置として以下のような法律を制定する」。法は、IからVIまで6つのPartに分かれ¹⁶⁾、全体は次のような内容である。警察官がヨーロッパ人浮浪者を検挙し、マジストレート¹⁷⁾の判断のもとで、ワークハウスに収容し、就職を斡旋する。一定期間をへても就職できない場合は、本人の同意をえれば政府が費用を負担してインドから出身地へ送り出すか、ワークハウスから退所させる。

この法の大きな特徴は、取締の対象がきわめて曖昧なことである。ヨーロッパ人浮浪者法と名づけられながらも、「ヨーロッパ人」の範囲についても、「浮浪者」の定義についても、短く言及されているだけである。第1部3条の語彙の説明では、「ヨーロッパ出自の者 (Person of European extraction)」とは、「アメリカ人とオーストラリア人を含む」、「浮浪者」とは、「職や生計を立てる手段をもたず、施しを求め、あるいは浮浪するヨーロッパ出自の者」とのみ記されている¹⁸⁾。

1870年には「ヨーロッパ人浮浪者法にもとづく規則」(I~XV)と、この「規則」を解説した「決議(Resolution)」(1~24)が告知された。「規則」の第1項では、「Iヨーロッパ人出自の者という表現は、この法の目的に応じて、(1)ヨーロッパ、アメリカ、西インド、オーストラリア、ニュージーランド生まれの者、および、(2)そうした者を父、祖父にもつ嫡出の息子、あるいは孫息子、を含む」と規定している。ここで留意しておきたいのは、ユーラシアンをヨーロッパ人浮浪者法の取締の範囲から排除していないことである。「決議」においても、「6. 片親のみがヨーロッパ人、アメリカ人、オーストラリア人である場合についての問い合わせがあったが、法文ではヨーロッパ人出自とはかなり広い範囲を含むことになる。『規則』においては、この法の目的にあわせて現実に即した枠組を作った」と記されている¹⁹⁾。ヨーロッパ人の範囲については、「規則」ではあえて多様な解釈の可能性を残し²⁰⁾、取締を実施するなかで修正されてゆく。

ワークハウス開設—収容者の振り分け

インドのヨーロッパ人浮浪者法のもとで浮浪者であると宣告されると、多くはワークハウスへ送り込まれ、なかには就職が可能な地方へ送り出された(注32参照)。ただし、次のような行為にたいしては処罰が課せられる。マジストレートのもとへの出頭を拒否した場合は1月までの投獄および罰金、警察官への攻撃はヨーロッパ人であろうがなかろうが刑法353条のもとで処分される(19条)。警察、ワークハウスからの逃亡は2年までの投獄(20条)、インドからの退却申請をしながらも乗船を拒否したり逃亡した場合は半年までの投獄(21条)、17条にもとづきインドから出国して5年内に許可なくインドに再入国した場合2年までの投獄(22条)。物乞い行為については、ヨーロッパ人であろうがなかろうが、収入手段があるのに、脅迫、無礼な振る舞いをし、拒否されたのにしつこく、施しを求めた場合、1回目は1月まで、2回目は2月まで、3回目は3月までの投獄(23条)。

以上のような規定はあるものの、浮浪者であること自体が処罰の対象となったわけではないという点は、本国イギリスの1824年浮浪者法(Vagrancy Act, 5 George IV, c.83)とは大きく異なる。本国の浮浪者法では、取締対象を

「怠惰でだらしない人々」「ならず者および浮浪者」「矯正不能のならず者」にわけ、それぞれに1ヶ月までの投獄および重労働、3ヶ月までの投獄および重労働、1年までの投獄および重労働、またはむち打ち（男子のみ）、などの処罰を課した。²¹⁾

インド各地のワークハウスは、実際には、とりあえず刑務所の一部が利用された²²⁾。各州政府がそれぞれのワークハウスの運営規則、運営組織、手続きから収容者の生活の詳細、宗教的なサービスにいたるまで細則を作成し、中央政府に申請している。たとえば、次のような内容である。収容者は、「就労前には医務官による検査を受ける。彼の判断にもとづき、清潔を保つために必要であれば、服を脱がして燃やし、髪を切り、石鹸、タオル、櫛などを支給する。適当な服装がなければワークハウスから支給し、健康にも配慮する」（アラーハーバード）。「浮浪者への食事は、次の2種類を1日ごとに出す。(a) スープ。0.5リーブルの骨なしの良質の肉と10オンスの野菜入りのスープと1リーブルのパン、(b) 1.5リーブルのパンと砂糖入りのコーヒーか紅茶1パイント、ミルク2オンス、朝夕」（中央州）。「浮浪者は、午前8～9時、午後1～2時、6～7時の決まった時間にこないと食事を給されない。飲酒、カードは禁止する」（バンガロー）²³⁾。

1872年の下半期から、「ヨーロッパ人浮浪者法の施行状況」（ここでは「報告書A」と記す）の各州からの報告様式が統一された²⁴⁾。これによるとワークハウス収容者総数は229人（うち58人は前期からの継続）、ボンベイ124人、マドラス45人、ベンガル30人、北西州11人、パンジャブ8人、オウド1人、ビルマ10人、クールグ0人、ハイデラバード0人である。ボンベイが過半数を占めている。

ボンベイ政府は、「報告書A」を文書で補足説明した「ヨーロッパ人浮浪者法にもとづく経過報告書」（「報告書B」）²⁵⁾と、1872年前後期のワークハウス収容者（通し番号1～248）の個人調書（「報告書C」）をインド政府に提出している。これらによると、ボンベイ・ワークハウスの1872年の年間収容者数は248人、全て男性、年齢は18歳から65歳まで、平均は32.6歳である。ワークハウスに収容されていないが警察に検挙された女性浮浪者が1人いる。248人のナショナルリティは、イギリス臣民179人、その他のヨーロッパ人16人、アメリ

カ人7人、その他のイギリス臣民2人、そしてユーラシアンは44人にのぼっている²⁶⁾。

ボンベイ政府からの報告によると、1872年のワークハウスの年間収容者248人の平均収容日数は33日あまり、12月31日時点で18人がワークハウスに残っているが、他は全て出所している。就職した者は69人、収容者全体の3割に満たない。インドからの退去59人、インドから出国することを希望しワークハウスから解放された者が20人、その他の理由でワークハウスから去った者が82人にのぼっている。82人のうち、当局からの承認を得ず姿を消した逃亡者（deserted）が49人もいる²⁷⁾。他は、European General Hospital入院8人、精神病院入院1人、Stranger's Home入所6人、刑務所に入った者が5人、その他の5人は友人が引き取った。インド内の他地域へ送られた者は8人、うち7人はユーラシアンである。

ワークハウスでは入所者は、許可を得さえすれば就職活動などでの外出が認められたが、そのまま施設に戻らない者も大勢いた。緩やかな管理体制のなかで、初期ワークハウスの機能は、行き場のない白人を一時保護し入所者を振り分けることである。就職が決まれば速やかに出所させ、心身の健康を害している者は病院へ入院させ、違法者は懲治院や刑務所へ送り、就職がない者はそのまま出所させるかインドから退去させ、ユーラシアンの場合は国内の適当な場所へ移す。1872年にヨーロッパ浮浪者法のもとでボンベイから出国した者が59人という数字は、1875年から1898年にボンベイから国外退去した浮浪者数の年平均が6人²⁸⁾であるのと比して、極端に多いことがわかる。

1872年にボンベイから出国した59人のうち52人までがイギリスのリバプールへ送られた。残り7人はオーストラリアへ向かった。必ずしも出身国へ送還されたわけではない。リバプールからは、インドから次々と送り込まれている浮浪者のなかには、イギリス出身ではない外国人が含まれているとして苦情の文書がインド政府に届いている²⁹⁾。インドから浮浪者を送り出す側にとっては、とにもかくにも目障りな白人を追放したいという思いが強かった。行き場のない白人貧民を保護するだけなら教会を中心とした慈善団体が浮浪者法を制定する以前から活動を展開している³⁰⁾。さらに法の策定を求めた人々の当初の思惑は、浮浪者を合法的にインドから追放することにあっただろう。

3 1874年法改正／ヨーロッパ人の境界，準犯罪者

1869年のヨーロッパ人浮浪者法は，5年後の1874年³¹⁾に改正される。法を実施するなかで浮き彫りになった問題が検討された。たとえば，警察が浮浪者を連行するのではなく，保護を求めて自らが判事のもとに出頭する者たちがいることは³²⁾，1869年法制定時には想定されていなかった。修正案は，1873年8月に官報に告知され，地方政府の意見を聴取し，法改正のための特別委員会での検討をへて，1874年4月11日の立法参事会で最終案が審議，決議された。とくに次の3つの議論は，この法の特質を示している。1つは，ヨーロッパ人とは誰か，2つめは，ワークハウスで刑務所と同じような処罰を行いうるか，3つめは，浮浪者を強制的に本国に送還できるか。

ヨーロッパ人とは誰か－ユーラシアンとの排除

「ヨーロッパ人」の範囲については，1873年の官報に掲載された修正法案³³⁾では，従来とかわらず「ヨーロッパ出自の者とは，アメリカ人，オーストラリア人を含む」とのみ記されていた。その後，地方から寄せられた意見を検討し，1874年法改正では，より具体的な説明が加えられた。「ヨーロッパ出自の者とは，(a)ヨーロッパ，アメリカ，西インド，オーストラリア，タスマニア，ニュージーランド，ナタール，ケープ植民地，生まれの者，(b)あるいはそうした人々の息子や孫息子，ただし，ユーラシアン，あるいは東インド人と一般に呼ばれている者は含まない」。

1874年ヨーロッパ人浮浪者法においても，ヨーロッパ生まれの者という記載はあっても，そのヨーロッパがどこをさすのかは明示されていない。改正によって明確となったのは，ユーラシアンとインド人を法の対象からはずすということである。法改正特別委員会の委員の1人ベイリーは次のように説明している。「法案については地方から，とくにマドラスとボンベイ政府からは多くの意見をうけ提案を検討させていただいた。たとえば，ヨーロッパ出自の者という条項についてである。純粋なイギリス人の血統ではない者を厳密に定義することは難しい。しかしながら，彼ら（ユーラシアン）はあらゆる点においてほとんどこの国の原住民（native）であり，専門的な定義ではイギリス人の血をひい

てはいるが、明らかにこの法の適応外である」³⁴⁾。

ヨーロッパ人浮浪者法の対象を定めるうえで重要なのは、ヨーロッパ人とは誰なのかについての厳密な定義ではなく、インドにおける非ヨーロッパ人との区別を明確することである。1874年法でその境界となったのは、「インド人の血が混じっていない」という条件である。白人としての外観ではなく、血統という理念的な境界が提示されたことは1874年浮浪者法の重要な特徴である。この後ユーラシアンはヨーロッパ人浮浪者のカテゴリーからは排除されてゆく。ただし実際の取締りの現場では、ユーラシアンとヨーロッパ人が厳格に見分けられたわけではなかった³⁵⁾。

浮浪者は犯罪者ではない？

ワークハウスでの罰則については、上述したようにワークハウスの収容者の監視体制は緩やかで脱走する者も多く、こうした違反者へどこまで重い処分を課することができるかが問題となった。地方政府からは、ワークハウスの所長や運営委員会の権限を拡大し収容者への厳しい処罰を課することができるようにするという提言や、規則破りの収容者にはワークハウス内で鞭打ちの刑に処すべしという要望もあった。立法参事会においてはこれらの意見にたいして次のように説明している³⁶⁾。

「この法案で扱うクラスの人々は、準犯罪者 (quasi-criminals) であっても、実際の犯罪者 (actual criminals) ではないので、鞭打ちといった処分は適当でない」。「収容者の規則違反に関して、ワークハウス所長や運営委員会が下す処罰の権限は、狭い範囲に限定されるべきである。重い違反は、判事のもとで正式な裁判をへて有罪と判決され、処罰はワークハウスではなく刑務所で執行される。所長の略式命令によりワークハウスで実施できるのは、独房監禁7日以内、独房監禁+食事減量3日以内、重労働7日以内、食事軽減5日間以内、とする」。

ここでも確認されているように、ヨーロッパ人浮浪者法のもとでは、浮浪者と宣告された者がすなわち犯罪者、とはみなされていない。脅迫やしつこい物乞行為を取り締まることが目的であれば、各都市の警察法³⁷⁾を適用すればヨーロッパ人を原住民と同じように検挙することはできる。あえてヨーロッパ人浮

浪者法を制定したのは、ヨーロッパ人浮浪者を犯罪者として処罰を与えるためではなく、非ヨーロッパ人とははっきりと区別して扱い、原住民の目からも隔離し、行政のもとで管理、保護するための措置であったといえよう。

「ヨーロッパ人」浮浪者取締の矛盾

1874年法改正で最大の争点となったのは、インド外へのヨーロッパ人浮浪者の送還についてである。1869年法の16条では、浮浪者の同意をえて政府が経費を負担して出身国あるいは当人が望む場所へ送り出すことができる。これにたいして地方政府からは、浮浪者本人の希望とは無関係に国外へ追放することができるようにという強い要望がだされたが承認されなかった。1874年の立法参事会の最終審議においても、ベンガル州知事（副総督兼任）が強制退去の権限を次のように求めている。

「改正案にマドラサやボンベイ政府からの提案が盛り込まれなかったのは残念である。ベンガル管区においても滞留者は難儀な問題となっている。カルカッタでは刑務所が浮浪者で一杯になっているが、彼らを入所させても追放することができない。振る舞いを正すという約束をさせて釈放せざるをえない場合もある。この国に入ってうろつきまわり、彼らの国（country）の、そして英国の名（the British name）を汚すという最大の災いとなりうる」³⁸⁾。

なぜヨーロッパ人浮浪者をインドから強制退去させることができないのか。法律参事ホブハウスは、1869年にメインが行った説明を繰り返している³⁹⁾。「インド領とは海岸から3マイル、あるいは砲弾着弾距離の範囲内であり、その境界を越えた地点ではインドの法は効力をもたず、ヨーロッパ人、ヨーロッパ系イギリス臣民を拘束することはできない」。さらに、浮浪者のインドからの追放が容易でない現状を次のように述べている。「これ以上インドからの浮浪者を受け入れたくないとの苦情が、リバプール、モーリシャス、オーストラリアからきている。また、浮浪者を彼が希望する場所へ送るならそこで友人や職を見つけて生活してゆくことができるだろう。だが、望まぬ海岸に置き去りにすることは、彼らを犯罪の道に引きずり落とし、現在より厄介な問題を引き起こすにちがいない」。

1874年法によってヨーロッパ人浮浪者法は一応の方向性が決定された。しか

しそれは、ヨーロッパ人浮浪者取締を企図した人々にとっては、不本意なものとなった。ヨーロッパ人浮浪者を、原住民の目から隠しても、インドから強制的に追放することはできず、犯罪者として懲罰を与え矯正することもままならない。これは、次にみてゆくようにインド政府から同じく *vagrant* と表された外国人アジア系浮浪者が、違法者、侵略者として扱われ、陸路でインド国境から強制追放されたのとは対照的である。

4 外国人アジア系浮浪者／住民を保護する政府の責務

外国人アジア系浮浪者集団

英領インドにおける外国人アジア系浮浪者 (*Foreign Asiatic Vagrant*) とは、行政の報告書のなかで使用されている用語であり、イランやアフガニスタンなどから国境を越えて侵入しインド内を移動する集団のことである。政府関係者が *Asiatic* という単語をきちんと定義して用いているわけではなく、インドに隣接する地域の出身者であり、インド原住民でも藩王国の住民でもヨーロッパ人でもない人々という意味で使われている。浮浪者という用語も、インドに侵入した不審者にたいする総称として使われ、場合によってはジプシー、ギャングと記されている。アジア系浮浪者もヨーロッパ人浮浪者も、インド外部の出身者であり、住民にたいして迷惑行為を繰り返す。しかしながら、同じ浮浪者と呼ばれた人々の様相や政府の対応は大きく異なる。

アジア系浮浪者問題は、ヨーロッパ人浮浪者問題よりも早く1850年代から対策が検討された。政府は、外国人法 (*Act XXXIII of 1857, Act III of 1864*) や武器法 (*Act XX I of 1860*)、刑事訴訟法 (*Criminal Procedure Code 1861, 1882*) によって対応してきた。1869年にヨーロッパ人浮浪者法が制定された後、アジア系浮浪者にたいしても特定の取締法が必要だという地方政府からの要望もあった⁴⁰⁾。しかし、インド政府はアジア系浮浪者対策をまとめたガイドラインを提示するにとどめた。1879年に「外国人の浮浪者集団」と題した226頁にわたる詳細な「資料集」⁴¹⁾ が発行され、これをもとに政府の見解をまとめた27頁の「決議」⁴²⁾ が官報に掲載された。

この「資料集」は、内務局が管理する記録文書から、1856年から1879年にか

けての外国人アジア系浮浪者集団に関する地方政府からの報告書や政府関係者の書簡が抜粋され、年代が古い順から収録されている。そこでアジア系浮浪者とされるのは、ヘラート人、バルティ人、マクラニ人、カシュミール人、パターン人、ペルシャ人、といった人々である。ヨーロッパ人浮浪者は個人を単位とするが、行政文書に登場するアジア系浮浪者は数10人から数100人の男女からなる集団であり、子供を含み、馬など家畜を伴うこともある。イランでの飢饉のためインドへ避難し救済を求めている場合もあるが、多くの集団は、男女とも行商人、プロの詐欺師、食糧、金銭、生活用品の盗みを繰り返す、などと報告されている。

アジア系浮浪者の違法行為

マドラスの刑事は、1875年2月、ヘラート人の悪徳商法をこんなふうには描写している。「ヘラート人ギャングは、この県では派手な追剥、強盗はしない。外国人なのですぐに発覚してしまうからだろう。しかしながらとくに女性は盗みの達人である。町や村から一団が去ったあといろいろな物がなくなったという被害が報告されている。彼らはどこへ行っても人々を巧みにだます。女性たちは家の前で上品とはけっして言えないダンスを踊り、それから観客に偽物の石（色ガラス）や真珠を握らせ、絶対に返させない。法外な値段をふっかけ売りつける。多額のお金をだましとられるが、村人たちは暴力が怖くておとなしく従うしかない。こんなこともある。ヘラート人がバザールでギーを買おうとする。突然に壺に手をつっこみギーを味見して、なんてひどいギーだと言って壺に戻す。そのギーはヒンドゥーにとっては穢れてしまう。売り手が文句を言うと、格安の値段で壺を買い取る」⁴³⁾。

小規模な詐欺や盗みだけでなく、武器を所持し村を襲撃し、時にはグループの内部抗争により負傷者がでることもある。しかし200人、300人という外国人を逮捕するのは難事である。ひとまず男性を収監しても残された子供や女性たちを保護しなければならない。マドラス政府内でアジア系浮浪者を取り締まる法案が作成されたことがあったが、経費がかさむとして可決されなかった⁴⁴⁾。

こうしたアジア系浮浪者への対処は、法律上は、インドにおける外国人の扱いを定めた1857年第33法のもとで処分された。これは、政府の入国許可がない

外国人がインド内に入り込み移動することを禁ずる法であり、インドの一部の州で適応された。時限立法であったため、1863年12月、立法参事会に修正法案が提出された。ヨーロッパ人浮浪者法と同じくメインによる提議だった。1864年第3法として可決、外国人法（Foreign Act）と呼ばれた。この法で外国人とは「国王の臣民（natural born subject）でもなく英領インドの原住民でもない」⁴⁵⁾ 人々である。インド総督議会は、いかなる外国人たいしても英領インドから退去させることができる⁴⁶⁾。地方政府は、その司法権の範囲内で、退去命令を出す権限をもつ（3条）。命令に従わない場合や、追放されたあと許可なくインドに再入国した外国人は収監される（第4条）。

外国人ギャングから住民を保護する政府の責務

警察官がヨーロッパ人浮浪者一人一人に尋問してマジストレートのもとに連行するのはちがいがい、アジア系浮浪者集団を取り調べ速やかに国外へ追放するのは容易ではない。複数の警官が、各担当区をリレー式に付き添い警備にあたり国境沿いまで移送する。その間、警察官は他の業務ができず、そのうえ各州政府が諸経費を負担しなければならない。追い出したはずのアジア系浮浪者は、ときには通行許可や武器所有のライセンスをもってインドへ戻ってくる。その対応に業を煮やした地方政府からはインド政府に、アジア系浮浪者に対処する特定の法を制定し、より強力に取締、監禁、処罰、追放するよう意見も寄せられた。しかし、1879年の「決議」においても、「インド政府は、ジプシー・ギャング（gipsy gangs）を扱う特定の法を施行する用意はない」と述べ、外国人アジア系浮浪者の扱いについて次のようなガイドラインをまとめている⁴⁷⁾。

- (1) 国境地域では、こうしたギャングをインドに侵入させない。
- (2) いかなる略奪も逃さず犯罪として刑事訴訟法33章のもとで処分する。
- (3) こうしたギャングをインド内の他県、他地域に見送ってはならない。国外へ退去させる場合は、1864年第3法（外国人法）のもと、それらの人々についてのリストと説明文、リーダーの写真をそえて国境がある地方政府へすみやかに送ること。
- (4) こうしたタイプのギャングに武器所持のライセンスを与えるべきではない。武器、弾薬を保持している場合は武器法にもとづきただちにに取り上げ

ること。

続いて「外国人ギャングが、略奪者として行動するならばそれなりの措置が必要だ。マジストレートや警察には、現行法のなかで彼らがインドの各地方に侵入することを阻止すべく細心の注意が求められる。英領地の住民は武器をもたず、アジア系外国人ギャングの攻撃的な行動に対抗する資質や習慣をそなえていない。司法、警察関係者は、人々を守るべく努力する責務がある」と締めくくっている。

アジア系浮浪者とヨーロッパ人浮浪者は、いずれもインド外部の出身者である。これらの2種の浮浪者にたいして、政府はインドの原住民にたいする関係を軸に対照的な対策を講じている。ヨーロッパ人浮浪者への対応は、白人の醜態をさらさないように「原住民の目から」は隔離するが、法のもとで保護し無責任に海外へ追放することはできない。アジア系浮浪者にたいしては、「インド原住民を守る」責務として、政府がアジア系浮浪者を撃退しインドから追放する。原住民にたいする保護者的な立場から、政府はアジア系浮浪者を違法者として厳しく処分する権限をもつ。原住民を守り支配するその白人が、落ちぶれた格好で浮浪し人々に施しを求めるなどありえない、あってはならないことなのである。

5 統治者を脅かすヨーロッパ人浮浪者

ヨーロッパ人浮浪者問題が議論されるのは、東インド会社にかわってイギリス政府がインドを統治し、住民を分類し把握する作業がインド全土において本格的に開始される時期であった。藤井（2003, pp.56-80）は、インドにおいて19世紀をとおしてさまざまな帝国事業が推進され、インド社会は、定義され、記述され、分類され、ある面で平準化されていったとして、測量、地租査定事業、地誌編集、国勢調査、民族誌調査などの事業に言及している。1871/72年を境に10年ごと全国規模の国勢調査が実施され、人口動態と住民の属性の把握が試みられた。州政府の事業として民族誌調査が推進され、人々は宗教やカーストによって分類され、ランキングされた⁴⁸⁾。そのなかで植民地運営をつかさ

どり多数の原住民を統治する少数の白人エリートたちのあいだにも、インド原住民とは区別して、自らを優越人種であるとみなす理念がはぐくまれてゆく。

19世紀後半の英領インドの政府関係者やヨーロッパ人富裕層のあいだでの白人としての意識を、水谷（2005）は、人種と階級という2つのファクターから論じている。彼らにとっての白人とは、本国に育ち教育を受けた社会階級的資質をもった「支配者たるべき」白人性をそなえた人々である。他方、インドの定住白人貧民やインド人との混血は、「白人であってそうでない人々」であり、白人社会から疎外された。しかし、定住白人やユーラシアンは、白人社会全体のイメージを損ないかねない内的矛盾であった。人種と階級が交わるところに、「白人」と「白人であって白人でない」者の関係を規定する排除と包摂の構造がある（水谷2005, pp.254-5）⁴⁹。

ヨーロッパ人浮浪者問題は、水谷が論ずる植民地における白人性の内的矛盾を端的に現わしている。イギリス人がインドを統治するうえで、自分たちが卓越した集団であると原住民のあいだで位置づけられることは重要である。だが、しかし、現実の白人社会は、様々な人々から構成され、優れた人種の理想とは必ずしも合致しない。その矛盾を具現化したのがヨーロッパ人浮浪者問題であった。そこでは、浮浪や物乞いという行為そのものが罪として咎められたのではない。白人貧民が暴徒化することが危惧されたわけでもない。白人社会の実態がヨーロッパ人浮浪者というかたちで原住民の目に焼き付けられ、凋落した白人像が流布し、統治者の威信を損なうのではないかと懸念されたのである。ヨーロッパ人浮浪者とは、エリート白人や統治者にとって、人種的カテゴリーの曖昧さや白人の優越性の虚構を露呈させ、支配体制の精神的基盤を覆すのではないかという潜在的恐怖であり、かつ早急に対策を要する現実的な問題であった。

緊急の措置としてヨーロッパ人浮浪者法が制定され、白人浮浪者は刑務所ではなくワークハウスに収容された。ヨーロッパ人浮浪者は目障りではあるがしかし、アジア系浮浪者と同じように扱うわけにはゆかない。後者は異境の他者であり、植民地政府がインドの原住民にかわって違法な侵入者を撃退しなければならない。他方、白人はいかなる者でも支配者の同朋である。ヨーロッパ人浮浪者法では、浮浪者だという理由だけでは処罰を与えることも、インドから追放することもできない。とりあえずワークハウスが開設されたものの、職業

訓練などの組織的な教育的機能も用意されていない。白人浮浪者を隠滅したいと切望してきた人々にとっては、ヨーロッパ人浮浪者法は懲罰的效果も抑止力も矯正機能も大きくは期待できないものとなった。

1874年の法改正によって、ユーラシアンを対象から排除したことで、ヨーロッパ人浮浪者法の理念的な意志はより明確になった。この法は、インドの原住民の血が混じらない血統としてのヨーロッパ人のみを対象とする。カルカッタ貧困委員会は、1892年、同都市の定住ヨーロッパ系コミュニティ（ユーラシアンを含む。ユダヤ人、アルメニア人、原住民のキリスト教徒は含まない）の貧困の実情と対策について詳細な調査報告書を作成している⁵⁰⁾。付録には、浮浪者法検討小委員会の所見が添付された。ユーラシアン浮浪者にたいしては、原住民と同じくカルカッタ警察法70条（注37参照）によってじゅうぶんに対応できるので、ヨーロッパ人浮浪者法を適用する必要はないと結論づけた。ここでもユーラシアンとヨーロッパ人はあくまでも区別されている⁵¹⁾。

1874年法が実施された後の1876年から1898年までのインド各地のワークハウス収容者総数の年平均は、約236人⁵²⁾。決して多い数ではない。なかには、高齢などを理由に、何年もワークハウスに住み続ける者もいた。ワークハウスは、収容者が職をみつけるまでの、あるいは別の場所へ移動するまでのしばしの滞在場所だった。世紀がかわる頃には、一部のワークハウスの収容者数は減少しいくつかの施設が閉鎖された⁵³⁾。だが、ヨーロッパ人浮浪者が姿を消したわけではない。ボンベイ政府は、1909年、プロのヨーロッパ人浮浪者が増加し犯罪者になりかねないが、ヨーロッパ人浮浪者法では厳しく対処できないとインド政府に苦情を述べている。

植民地体制がある程度整備されてゆくと、墮落した白人の存在が支配体制の基盤をゆるがしかねないという危機感はうすれ、20世紀には州政府はそれぞれの都市問題のなかでヨーロッパ人浮浪者に対応してゆく。ボンベイ政府は、費用の一部を拠出し、当地の Salvation Army の施設に浮浪者を送り更生させるという計画をインド政府に申請している⁵⁴⁾。政府のワークハウスが形骸化してゆく一方で、困窮した白人を継続的に救済し矯正しようとしてきたのは、インド各地の教会やその他の民間組織の多数の慈善活動のネットワークであった。

ヨーロッパ人浮浪者法制定から半世紀をへて、英領インドの浮浪者問題は新

しい展開をみせる。都市に群がる多数のインド人乞食の活動を規制し都市から追放する取締法を制定しようとする地方政府の取組が始まる。ヨーロッパ人浮浪者法と原住民を対象とした浮浪者法とはどのように異なり、あるいは共通しているのだろうか。改めて論じたい。

謝辞

甲南大学から在外研究の機会をえて、2001年9月より1年間、ロンドン大学の School of Oriental and African Studies や大英図書館で史料と向き合う貴重な時間をえました。また、科学研究費補助金基盤研究(C) (1)「帝国における植民地と本国一人間の管理と統合に関する歴史人類学的研究」(平成11-13年度)、同じく「帝国における植民地と本国一境界における統治テクノロジーの形成をめぐる歴史学的研究」(平成14-16年度)に参加し、研究会をとおして多くの刺激を受けました。ご協力、ご教示をいただいた方々に、深く感謝しています。

注

- 1) バングラデシュ農村のフィールドワークについては西川(2001)を、物乞い業や喜捨については西川(2004, 1994, 1992a, 1992b, 1992c)を参照。
- 2) Prevention of Begging Act, Hyderabad 1941. Bombay Beggars Act 1945. Prevention of Begging Act 1945. Prevention of Begging Act, Travacore 1945. Prevention of Begging Act, Bhopal 1947.
- 3) 本文では短く、*Home Department Proceedings*, 注では *Home Dept. Progs.* と記す。
- 4) 西川(2002)では、ヨーロッパ人浮浪者法案をめぐる地方政府からの意見書とインド総督立法参事会での議事録をもとに、法制定の手続きとその過程での行政の情報収集網の機能を明らかにした。西川(2005)では、1870年代初めの州政府の浮浪者検挙やワークハウス収容の報告書をもとに、法を実践に移す試行的な段階での関係者の思惑に注目し、初期のヨーロッパ人浮浪者法の機能について考察した。
- 5) ヨーロッパ人浮浪者法案の「目的と理由書」(*The Gazette of India*, No.31 of 1868)には法案作成に関して、次のように言及されている。「ヨーロッパ人浮浪者取締に関して、ボンベイ政府とマドラス政府から法制化に向けての提案を受けた。ボンベイ政府案は、インドの刑事訴訟法典の被疑者留置に関する条項にもとづく。マドラス政府が作成したヨーロッパ人浮浪者法草案は、貧困者対策に関するイギリス法を参照にしている。インド政府は、マドラス政府案を多く取り入れて新たに法案を作成した。」
- 6) 英領インドのヨーロッパ人浮浪者法は、他の英領植民地にも影響を与える。香港に

において Vagrancy Ordinance が策定される際には、ロンドンのインド省からインド政府に条例の草案が送付され、一部の条項について、インドのヨーロッパ人浮浪者法について問い合わせている (*Home Dept. Progs., Public, Jan-June, 1887, p. 55*)。イギリスの植民地における浮浪者問題が、それぞれの植民地の現状をどのように反映し、異なる地域の浮浪者対策がどのように影響しあっていたのか (いなかったのか) という点も興味深い。

- 7) 19世紀後半のインドの行政、立法、司法制度の整備、イギリス法とインド法の密接な関係、その後のインド独立法、については、山崎が一連の論文 (山崎 1980, 1986, 1989, 1990, 1991, 2000) で扱っている。イギリスでの判例は、インドにそのまま適用することはできず、インド法律参事メイン (在職1862~69年, 注14参照) は「イギリス法導入の欠点を是正するためには立法による以外道がない」(山崎1980, p. 420) と主張し、スティーヴン (インド法律参事在職1869~72年, 松井1965参照) とともに、重要な法律、法典(英領インド全域に適用)を次々と制定した。植民地統治という専制的な体制のなかでインドの法典化は急速にすすめられたが、本国イギリスにおいては法律家階層が反対し、法典化は成功しなかった。「インドはイギリス法の法典化にとって格好の舞台となった」(山崎1980, p. 424)。また、「インドで制定された法律の多くは、アジア・アフリカの他の英領植民地にも導入され、あるいは立法のモデルとされた」(同論文, pp. 425-6)。山崎の議論は、帝国と本国の同時代における双方向的な関係と時代、政治区分をまたぐ統治機構や法の連鎖を考察するうえで多くの示唆に富む。
- 8) Renford (1987) によると、インドにおける民間ヨーロッパ人は、1814年までには1,455人、1828年には1,997人、1830年には2,149人ほどであったが (p. 11), 1833年以降増加し、1851年には1万人をこえた。うちベンガル在住は6,749人 (うち女性3,087人)、マドラス1,661人 (女性574人)、ボンベイ1,596人 (女性616人) であった。これに東インド会社や軍関係者の妻と娘11,105人、さらに詳細不明の息子、イギリス軍関係者29,000人あまりの妻子の推定数6,000人、などを加算すると、3万人を超える民間ヨーロッパ人 (4分の3がイギリス生まれ) が在住していたと考えられる (pp. 15-16)。
- 9) イギリスによる直接支配以降のインド統治機構についての詳細は、山崎 (2000) が、行政、立法、司法、官僚制度についてまとめている。総督立法参事会は、1853年インド特許状法によって創設されていたが、62年に民間人を加えて大きく改革された (同論文, pp. 286-7)。本稿では、内務局、外務局と記す場合は、特に断わらない限り、地方政府ではなく、インド政庁の各部局を指す。
- 10) Mizutani (2004) は、19世紀後半の英領インドの白人社会を3つの層に分けている。第1に、エリート白人層であり、官職、専門職につき、植民地での職務を終えると帰国する。第2に白人貧民であり、就業のためにインドへ渡ったものの、経済的、社会的に不安定な生活を送る。インドでの定住を決意している者もいれば、帰国する資金もなくとりあえずインドにいるという者もいる、第3にユーラシアン (ヨーロッパ人男性

とインド人女性との混血)であり、インドに定住している。なお、19世紀末には15万人をこえるヨーロッパ人がインドに在住し、その半数が白人貧民であった (Arnold1979, p. 122)。1920年にはインドのヨーロッパ人の総人口は157,000人弱、そのうち45,000人が女性であった (Brown & Louis ed. 1999, p. 423)。

- 11) 1860年代のインド在住の白人労働者の増加について Mizutani (2005) は、カルカッタで発行されていた英文雑誌、*The Statesman* [Weekly] の記事を紹介し説明している。たとえば、インド大反乱によって増員されたイギリス人兵士がその後、除隊させられた。1860年には、インド駐在のイギリス人兵士8万人のうち約2万人が解雇された。1858年から1862年には、海軍は2,703人の兵士を、1860年から61年のあいだには329人の兵士が年金などの手当がないまま解雇された。インドに到着した商船がしばしば船員を解雇した。1864年カルカッタに入港した商船の船員27,500人のうち、5,500人が解雇されている。鉄道開発やその他の公共土木事業のためにやってきた多数のイギリス人労働者が本国へ戻らずインドにとどまった。1860年代半ばに、カルカッタやボンベイにやってきた鉄道関係の労働者は、8,000人ほどにのぼり、その多くが本国には戻らなかった。英領インドには、大量のインド人労働力があり、また一般の白人労働者は現地の土地を購入する権限がなく、インドに安定した収入手段と暮らしを確保することは容易ではなかった。(pp. 88-89)
- 12) *Home Dept. Progs., Legislative*, Jan. 1868, pp. 51-52. 同地区の副マジストレートは、ヨーロッパ人の浮浪者を、書類を持たないどうしようもない浮浪者と、職を求めリスクタブルな人々とに区分している。(id. p. 55)
- 13) *Home Dept. Progs., Legislative*, Jan. 1868, p. 325 ヨーロッパ人浮浪者法案にたいする地方政府からの所見については、西川 (2002, pp. 17-21) 参照。ヨーロッパ人浮浪者は一様ではなく、たとえばマイソールの Friend-in-need Society という慈善団体は、3つの種類の分けている。(1)もともとのならずもの、(2)病気や悪習慣による墮落した元兵士や一般市民、(3)失業したリスクタブルな職人たち。*Home Dept. Progs., Legislative*, 1869, No. 63 Nov.
- 14) イギリスの著名な法学者 (Maine, Sir Henry James Sumner 1822~88年、インドの法律参事在職1862年11月~69年10月、イギリスへ帰国後、71年11月よりインド評議会の終身議員)。メインの立法参事の在職期間中に209の法律が制定された。山崎 (1991) は、メインに関してはこれまで、法の進化論、村落共同体論、保守的政治思想など個々の問題については論じられてきたが、メインをインドの歴史のなかでとらえなおす必要があると指摘し (pp. 48-50)、インド支配再編成期に、メインが法律制定にたいしてどのような理念いだき、立法の特質を認識していたかを論じている。
- 15) たとえばヨーロッパ人浮浪者法の草案を作成し中央政府に提言したマドラス政府の関係者は、ヨーロッパ人浮浪者の増加は、「イギリスの名を貶める」と述べ、マドラス自治管区内のみでは対処できない「帝国の問題」であるとして中央政府にインド全体

- に適應される法制定を求めている。*Home Dept. Progs., Legislative*, 8th Feb. 1868。
- 16) Part1 Preliminary では、法のタイトル、施行時期、語彙の定義が示され、Part2 Procedure は、ヨーロッパ人浮浪者の検挙、マジストレートのもとへの連行、ワークハウスへの収容などの手続きを規定している。Part3 Government Workhouse では、各政府にワークハウスの設置を求め、管理運営、規律、就職斡旋などについて、Part4 Removal from India は、就職がないヨーロッパ人を本人の同意をえてインドから退去させる手続きについて、Part5 Penalties では取調べ、留置、ワークハウス、インドから退去する船などからの逃亡や、しつこい物乞いなどの違法行為にたいする処罰について、Part6 Miscellaneous では、処罰された者の European British Subject の剥奪や、インド到着1年以内に浮浪者となって者の元雇主による浮浪者の送還費用の負担などの項目について、扱っている。
- 17) Magistrate of Police or Justice。Magistrate とは、ヨーロッパ人浮浪者法では、カルカッタ、ボンベイ、マドラスにおいては Magistrate of Police、他の地域においては第1級以上の治安判事、をさす。検挙した浮浪者が刑法に違反した場合の判断等は、刑事訴訟法により第1級以上の治安判事が行うことになっている。しかし、そうした判事が近くにいるとは限らない。ヨーロッパ人浮浪者法が実施された後、地方政府からは、より下級の判事がヨーロッパ人浮浪者について審理することができるようにしてほしいという要望もでたが、承認されなかった。この議論は、1883年の刑事訴訟法改定におけるイルバート法案の議論（ヨーロッパ人刑事犯をインド人判事が審理する案に対してヨーロッパ人側の強固な反対）を先取りしている（Ganachari 2002, p. 2477）
- 18) インド政府は、ヨーロッパ人浮浪者法実施にあたってのワークハウス設立などの方針、施行細則についての意見を求めている。地方政府から寄せられた回答文書は77項に整理され、1870年6月29日付けで *Home Dept. Progs., Pulic* に掲載している。77項のうち第1から13は、ヨーロッパ人出自の範囲に関連した内容となっている。議論の余地があるほどにヨーロッパ人の範囲が曖昧であり、取締を実施する際に現場での混乱をもたらしていたことがわかる（西川2005, pp. 55-56）。
- 19) こうした定義の曖昧さは国外退去についても共通している。「担当官は浮浪者をすみやかに国外に退去させること。ヨーロッパ人はヨーロッパへ、アメリカ人はアメリカへ、西インド諸島人は西インド諸島へ、オーストラリア人はオーストラリアへ、ニュージーランド人はニュージーランドへ送るのが基本である。ただしインドからの退去者が、到着地において歓迎され適当であると判断するならば他地でもよい（XV）」。
- 20) 19世紀のボンベイの浮浪者問題を扱った Ganachari (2002) は、「インドでは、イギリス人も、ドイツ人も、アメリカ人も、オーストラリア人でさえ、ひとつの民族 (nation)、つまりはヨーロッパ人となり、何か問題がおこれば兄弟 (brothers) として活動した」と述べている (p. 2482)。

- 21) イギリスの1824年浮浪者法の取締の対象と処分の詳細については、佐久間 (1990, pp. 5-6), 大沢 (1886, p. 35) 参照。森 (1982, p.38) は、1824年浮浪者法が、救貧法が家族の扶養義務を定めたことを補完し、「救貧法の刑法的側面」をなしていたと指摘している。イギリスでの浮浪者法の対象や浮浪者観も時代によって変化している。佐久間 (1990) は、1829年首都警察法以降、新警察による街頭取締の効率化、浮浪者の摘発の結果、それまで救貧行政と警察行政の中間領域であった浮浪者が警察による取締の対象とされ、浮浪者、すなわち犯罪者、ないしは潜在的な犯罪者という浮浪者観が形成されていった (p. 11) と指摘している。
- 22) ボンベイ政府はワークハウス専用の建物を新設したいと中央政府に申請したが、費用節減を理由に認可されず、刑務所の施設の一部を利用した。浮浪者問題にたいする危機感や取り組み方は、地方政府によっても一様ではなかった。ボンベイ政府は、ヨーロッパ人浮浪者問題対策にとくに積極的であり、早くから行政と民間組織が協力してきた。1860年代初めには、ヨーロッパ人救貧委員会を立ち上げ、ヨーロッパ人浮浪者の実態調査報告、取締法案を提出するなど、中央政府に法制定を強く働きかけてきた。1860年代のボンベイには、複数の慈善施設がすでにヨーロッパ人の困窮者や浮浪者の救援に携わっていた (詳細は Ganachari 2002, p. 2480)
- 23) *Home Dept. Progs., Public, July-Sept. 1871*
- 24) *Home Dept. Progs., Public, August 1873*
- 25) 1872年の下半期のボンベイ・ワークハウス収容者124人について「報告書B」では、次のように記している。「36人がかつて水夫、8人は軍隊に所属しており、年金受給者もいる。29人は、政府や民間が雇用した事務員や書記、37人はインド鉄道で働いていたが、何人かは人員削減によって、大多数は、勤務態度が良くないため、あるいは飲酒によって解雇された。音楽家やバンドマスター、ヒマラヤの鉛鉱の監督、公共事業局の監督官、元警官もいれば、エンジンの火夫、競馬場の馬の調教師、砲兵隊員、写真家、投機家、破産した人、ボンベイ高等裁判所の元ソリシターまでいる。土地測量士2人、機械工は2人である」。1872年のワークハウスの報告書内容の詳細については、西川 (2005, pp.59-63) 参照。
- 26) イギリス臣民179人のうち English 103人, Irish 41人, Scotch 31, Welsh 4, その他のヨーロッパ人16人は, Dane 5, Prussian 2, Austrian 2, French 2, Swede 2, Russian 1, Spaniard 1, 他記載なし1, その他のイギリス臣民2人は West Indian 出身である。
- 27) 逃亡者の多さについては、1872年下半期「報告書B」でも強調されている。この期間のワークハウス収容者の総数124人のうち「脱走は43人、うち27人は、それっきり戻ってきていない。3人の浮浪者は、脱走後、再び収容され、また脱走した。2人は2度目の脱走の後、3度目に収容され、その後は国外退去や出所している。1人は、2度脱走し3度目の収容中、4人は一度脱走し再収容され、その後、国外退去か出所している」。

28) *Home Dept. Progs., Public*, 1876-1899

29) 1872年2月にボンベイを出港した蒸気船 Neira 号に乗船していた浮浪者12人のうち3人は、ポルトガル、ジブラルタル、アメリカ出身であり、彼らをなぜリバプールへ送ったのか、という内容である (*Home Dept. Progs., Public*, 1872, Dec.)。オーストラリアからも次のような同様の問い合わせが届いている。1872年2月にカルカッタからメルボルンへ送られてきたヨーロッパ人浮浪者は、過去10年、当地に滞在していたという記録はない。どういう経緯でメルボルンへ送ったのか (*Home Dept. Progs., Public*, 1872, Sep.)。西川 (2005, pp. 62-63)

30) たとえば、the Stranger's Friend Society は、ヨーロッパ人困窮者を支援する目的で1863年に設立され、ボンベイ政府からの要請を受けて警察が連行してきた浮浪者を引き受けてきた。その数は、1865年にはのべ343人、1866年616人、1867年613人、1868年866人にもものぼっている。*Home Dept. Progs., Public* May-June, 1869, No. 191-195。1860年代のボンベイの白人貧民救済の民間の慈善諸団体については Ganachari (2002, p. 2480), 参照。

31) 1874年以前に、1871年改正では、馬の輸入業者に関する条項を加える小規模な修正がなされた。

32) 1875年報告書Aによると、警察による捕縛201人、自己申請158人であり、このうち342人が浮浪者と宣告され、47人がヨーロッパ人浮浪者法6条にもとづき就職が見込まれる地方へ送られ、296人がワークハウスに収容されている。この年は22人が警察官への暴力やワークハウスからの逃亡などの罪で、3日間から1年投獄されている。

33) *The Gazette of India*, 16 August, 1873

34) *id.* p. 413

35) 1877年のワークハウス収容者の報告書では、この年の計300人の収容者のうちユーラシアン27人 (マドラス13人、ボンベイ9人、ベンガル2人、北西州2人、中央州1人) が含まれている。報告書の様式には、ナショナルリティの欄にユーラシアンという項目が残されたままになっている。*Home Dept. Progs., Public*, Sep. 1878.

36) *The Gazette of India*, 16 August, 1873

37) たとえば、カルカッタ警察法 (Bengal Act IV of 1866) 70条により、公共の場での脅迫やしつこい物乞い行為は、重労働および1月まで投獄される。

38) *id.* p. 415

39) *id.* pp. 415-16

40) *Home Dept. Progs., Public*, May, 1874には、「ヘラートの浮浪者のインド侵入を阻止するための法制定の必要性」と題して、ボンベイ政府からの次のような内容の短い書簡を掲載している。「現行法では、ヘラート浮浪者のインドへの侵入を阻止する法がない。ヨーロッパ人浮浪者法のように、アジア系浮浪者を監禁、追放、処罰する法の制定が必要である。」(1874年2月11日付)。

インド領土内の、犯罪を世襲的伝統的職業とする集団にたいしては、一部の州においてはクリミナル・トライブ法（1871年制定）が適応され、行政が厳しく管理しようとしていたことにも留意しておきたい。この法律は、「総督の同意のもと当該政府に、常習的に組織だった重犯罪を犯す集団を『クリミナル・トライブ』として特定する権限を与えるもので」（藤井2003, p.135）、「登録終了後は、対象となった集団は、警察の監督下に置かれ、非定住集団は州政府の指定する土地に定着することを求められた。総督の許可を得られれば、その集団を矯正キャンプに収容したり、成員の移動範囲を制限することも可能となった」（同書, p.136）。

- 41) “Selections from the Records of the Government of India, Home Department No. CLVII, Vagrant Bands of Foreigners”, Calcutta, Print at the Home Secretariat Press, 1879, *Home Dept. Progs., Public*, May 1879 所収
- 42) Resolution: *Home Dept. Progs., Public*, No. 343, May 1879, pp. 503-523
- 43) the Proceedings of the Government of Madras in the Judicial Department, No. 438, dated the 24th February 1875
- 44) Letter from Government of Madras, dated 10th July 1856, id. pp. IV-V
- 45) “Foreigner” is defined to mean “a person not being either a natural born subject of Her Majesty within the meaning to the Statue 3 and 4 William IV., Chapter LXXXV., Section 81, or a native of British India” id. p. IX
- 46) 外国人を国境まで移送する際に汽車を利用したいという地方政府からの問い合わせにたいして、インド政府は、藩王国では外国人法は効力をもたないので藩王国を通ることは望ましくないと見解をのべている。id. p. XIX
- 47) id. pp. XXV~XXVI
- 48) 反英大反乱後には一定の様式にそった地誌、統計調査が行われるようになった。1867年に全国的な地誌・統計調査を行う事が決定され、1870年には「帝国地誌編纂原案」が上申され、インド帝国の本格的な地誌編纂作業が行われた（藤井2003, p. 59-61）。1885年に「北インド民族誌会議」が開催され、インド社会の記述単位としてカーストとトライブを設定することが改めて確認された。民族誌調査票の統一形態が定められ、職業とカーストが結びつけられ、ランキングの概念が導入された（同書, pp.68-69）
- 49) 「白人であって白人でない」者たちという議論は、白人の非白人化を論じた Stoler (1995) の議論を継承しており、水谷 (2005) は彼女の功績について次のように述べている。「諸言説の歴史的背景とその時代的变化にも注意をはらい、人種主義を立法や社会政策の面からも論じてきた。ストーラーの功績の1つは、ヨーロッパ『本国』における階級的序列の問題を、『植民地』の人種とセクシュアリティをめぐる議論のなかに組み込み、再考するための規範を提示したことである」（p.245）。Stoler (1989) では、英領インドのヨーロッパ人浮浪者を扱った Arnold (1979) も援用しながら、植民地における支配一被支配という二分法を前提した議論を批判し、植民地において人種的カ

テゴリーが構築されてゆく政治性を階級、ジェンダーという視点とあわせて論じている。Stoler の議論は、インドのヨーロッパ人浮浪者問題が、特定の植民地に限定した問題としてではなく、植民地と本国との関係や、同時代の他の植民地間や世界での人の移動のネットワークなど、より広い文脈のなかで議論を展開する枠組を探るうえで示唆に富む。

- 50) “Report of the Pauperism Committee”, Printed at the Bengal Secretariat Press, 1892, *Proceedings of the General Department-Miscellaneous, Calcutta*, Sept, 1892。インドの定住白人が極貧に陥る要因として、就職難（教育を受けたインドの原住民の進出）、性格（プライドが高く、就業内容を限定する）、救貧、慈善のシステム化不備（施しへ依存、墮落し、浮浪者、乞食となる）などを指摘し、婦女子の実践的教育、就職対策の必要性をも強調している。水谷（2005）は、貧困委員会報告書の結論をこうまとめている。「定住白人やユーラシアンは、自分たちが白人の血を受け継いでいることに関して自意識過剰であり、そのことが彼らに『人種的虚栄心』を与えてしまっている」。「彼らは貧しいにもかかわらず、白人系としてのプライドから贅沢をやめられずますます貧困の深みにはまってしまう」（p. 252）。白人でないのに白人として生きていこうとする定住階級の『間違っただ自己認識』を矯正することが不可欠とされた」（p. 253）

この報告書は、翌年、インド政府から全国に配布され、地方政府からの意見が、*Home Dept. Progs., Public*, June, 1896 に掲載されている。定住ヨーロッパ人やユーラシアンに同情しできる限りの支援をするが、基本的には彼らが自助努力するしかない、というのが地方政府のおおむね共通した見解である。

- 51) 浮浪者法検討小委員会（Vagrancy Act Amendment Sub-Committee）の報告書では、白人貧民やユーラシアンについてだけでなく、原住民の救貧についても言及している。「人道的立場にたてば、貧困対策は全インド、全階層を扱うべきである。飢饉のときはできるかぎり広範な援助を行った。しかし、外国政府が現地の日常の救貧対策のすべてを担うことは、人々の社会的習慣が異なる場合にはとりわけ無理である」（44 項）。

- 52) 全国のワークハウス収容者数は、*Home Department Proceedings, Public*, には1898 年分まで掲載されている。1876年から98年までの報告書の収容者総数は5438人（前年度からの継承収容者数を含めると6520人）である。ただし、毎年の報告書は、申請方法や記述のミスなどもあり、統計的な数字は検討を要する。ここでは収容者数の規模を示す目安としてとして扱う。

- 53) マドラスのワークハウスの収容者数は、1899年から1904年の各年は、36人、19人、15人、7人、12人、1人であった。*Home Depart. Procs., Public*, 1876; p. 818, 1903; pp. 1103-5, 1904; p. 1026

- 54) *Home Department Proceedings, Public*, Jan.-May 1910, pp. 669-674

参考文献

Arnold, D.

- 1979 “European Orphans and Vagrants in India in the Nineteenth Century”, *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. VII. No.2, pp. 104-125

Brown, J. M. & Louis, W. M. R. ed

- 1999 *The Oxford History of the British Empire, Volume IV, The Twentieth Century*, Oxford University Press

Fischer-Tiné, H.

- 2003 “‘White women degrading themselves to the lowest depths’. European networks of prostitution and colonial anxieties in British India and Ceylon ca. 1880-1914”, *The Indian Economic and Social History Review*, 40.2 pp.165-192
- 2005 “Britain’s other ‘Civilising Mission’: Class-prejudice, European ‘Loaferism’ and the Workhouse System in Colonial India” *The Indian Economics and Social History Review*, 42-3. pp. 295-338

藤井毅

- 2003 『歴史のなかのカーストー近代インドの<自画像>』岩波書店

Ganachari, A.

- 2002 “‘White Man’s Embarrassment’: European Vagrancy in 19th Century Bombay”, *Economic and Political Weekly*, June 22, 2002, pp. 2477-2486

Government of India

- 1868, 69 *The Abstract of the Proceedings of the Council of the Governor-General of India. Assembled for the Purpose of Making Laws and Regulations*
- 1869 *The Proceedings of the Government of India, Home Department, Legislative*
- 1869-1905 *The Proceedings of the Government of India, Home Department, Public*
- 1868, 1869 *The Gazette of India*

Government of Bengal

- 1892 *The Proceedings of the General Department-Miscellaneous*

松井透

- 1965 「J・F・スティーヴンの政治思想－自由の批判・帝国の擁護－」『思想』No.498, pp. 1643-1655

水谷智

- 2004 “The British in India and their Domiciled Brethren: Race and Class in the Colonial Context, 1858-1930”, A thesis submitted in fulfilment of the

requirements for the degree of Doctor of Philosophy, Faculty of Modern History University of Oxford

- 2005 「『白人であってそうでない』者たち—イギリスのインド支配と白人性の境界」藤川隆男編『白人とは何か？—ホワイトネス・スタディーズ入門—』刀水書房, pp. 244-255

森建資

- 1982 「産業革命期における国家・階級・家族」岡田与好編『現代国家の歴史的潮流』東京大学出版会, pp. 31-56

西川麦子

- 1992a 「ムスリムの女性の物乞, フォキルニー物乞を生まだすバングラデシュの農村の社会的背景—」『年報人間科学』第13号, pp. 83-96

- 1992b 「バングラデシュの農村のムスリムの物乞, 『フォキール』, 『フォキルニ』」『民族学研究』第56巻, pp. 385-406

- 1992c 「職業としての物乞い—バングラデシュの農村『施しの曜日』」『季刊民族学』第60号, pp. 36-42

- 2001 『バングラデシュ／生存と関係のフィールドワーク』平凡社

- 2002 「19世紀後半の英領インドにおけるヨーロッパ人浮浪者法—法制定過程と行政の情報網」平成11-13年度科学研究費補助金基盤研究(C)(1)研究成果報告書・永渕康之(研究代表者)『帝国における植民地と本国—人間の管理と統治に関する歴史人類学的研究—』pp. 11-25

- 2004 「平等原理の現在—バングラデシュ農村における喜捨の慣行と物乞い」池上良正他編『絆』岩波講座 宗教 第6巻, pp. 161-183

- 2005 「1870年代初めの英領インドにおける『ヨーロッパ人浮浪者法』の実施—穏やかな保護と排除の選別と振り分けの機能」平成14-16年度科学研究費補助金基盤研究(C)(1)研究成果報告書・永渕康之(研究代表者)『帝国における植民地と本国—境界における統治テクノロジーの形成をめぐる歴史人類学的研究—』pp. 51-67

大沢真理

- 1990 (1986) 『イギリス社会政策史』東京大学出版会

Renford, R. K.

- 1987 *The Non-Official British in India to 1920*, Oxford University Press

佐久間亮

- 1990 「19世紀前半イギリスにおける『浮浪者問題』」『西洋史学』CLVII pp. 1-18

Stoler, A. L.

- 1989 “Rethinking Colonial Categories: European Communities and the Boundaries of Rule”, *Comparative Studies in Society and History*, Vol.31, pp.134-161
- 1995 *Race and the Education of Desire: Foucault's History of Sexuality and the Colonial Order of Things*, Duke University Press

山崎利男

- 1980 「ポロックのインド論」山本達郎博士古稀記念論叢編集委員会編『東南アジア・インドの社会と文化』下, 山川出版社, pp. 413-433
- 1986 「1947年インド独立法の研究(1)」『東洋文化研究所紀要』第100冊, pp. 1-52
- 1989 「1947年インド独立法の研究(2)」『東洋文化研究所紀要』第109冊, pp. 1-52
- 1990 「イギリス支配とヒンドゥー法」小谷汪之, 他『シリーズ世界史への問い・7 権威と権力』岩波書店, pp. 275-302
- 1991 「ヘンリ=メインのインド法論研究序説」『創価大学比較文化研究』8, pp. 47-81
- 2000 「イギリスのインド統治機構の再編成—1858~1872年」『アジア史における法と国家』, 中央大学人文科学研究叢書23 pp. 369-428